

市長等特別職の期末手当の減額

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の全国的な拡大に伴い、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を被っている市民の生活や市内経済の状況等を踏まえ、令和2年6月期における市長等特別職の期末手当を減額する。

1 提出議案（条例）

○ 郡山市長等の期末手当の臨時特例に関する条例【議案第92号】

2 制定内容

・郡山市長等の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第28号）の特例を定める条例として制定

・令和2年6月に支給する期末手当を次表の減額割合により減額

職	令和2年6月期 期末手当				
	減額割合	(支給割合)	現行の額	減額後の額	削減額
市長	50%	50%	2,124,570円	1,062,285円	1,062,285円
副市長	30%	70%	1,784,880円	1,249,416円	535,464円
教育長	20%	80%	1,527,600円	1,222,080円	305,520円
上下水道事業管理者	20%	80%	1,527,600円	1,222,080円	305,520円
常勤の監査委員	20%	80%	1,336,650円	1,069,320円	267,330円

※削減総額・・・3,011,583円

3 施行期日

令和2年6月1日（令和2年6月期の期末手当の基準日）